

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトビレッジ、いわゆる小さな拠点を形成することにより中山間地域等における持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

この法律案の要旨を御説明申し上げます。

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することいたしております。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することとしております。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することとしております。

第三に、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例を追加することとしております。

第四に、農村地域工業等導入促進法に基づき整備された工場用地等のうち遊休工場用地等において同法に規定する工業等以外の産業を導入可能とする特例を追加することとしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生法人として指定できる法人の範囲を拡大することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国が取り組むべき重要な課題は、成長戦略の着実な実行を図り、その効果を全国に波及させていくことになります。そのためには、二〇一五年までを集中取り組み期間としております国家戦略特区を活用し、国、地方公共団体、民間が一

体となり、スピード感を持って規制改革を実行していくことが必要です。

これまで、国家戦略特別区域諮問会議等において、特区ごとに設置する区域会議や全国の地方公共団体、民間からの提案も踏まえ、国家戦略特別区域に係る新たな規制の特例措置等について検討を行つてまいりました。今般、これらの検討結果に

いて、全国からの提案募集を行い、構造改革特別区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行つてまいりました。今般、これらは、構造改革特別区域の改正とともに、構造改革特別区域推进本部において、全国からの提案募集を行い、構造改革特別

区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行つてまいりました。今般、これらは、構造改革特別区域の改正とともに、構造改革特別区域推进本部において、全国からの提案募集を行い、構造改革特別

する法律の特例、国家公務員退職手当法の特例、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例、特定非営利活動促進法の特例及び設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加するとともに、国及び関係地方公共団体は、外国人等の起業を促進する等のため、外国人等に対し、法人の設立の手続に関する援助を一体的に行うこととの他の措置を講ずることとしております。

構造改革特別区域法の改正につきましては、道路整備特別措置法等の特例として、通行者の利便の増進を図るため、地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とするとしているほか、通訳案内士法の特例に係る規定を追加することとしております。

構造改革特別区域法の改正につきましては、道路整備特別措置法等の特例として、通行者の利便の増進を図るため、地方道路公社が管理する有料

道路の運営権を設定する場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とするとしているほか、通訳案内士法の特例に係る規定を追加することとしております。

以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、地域再生法の一部を改正する法律案及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしまさようお願いを申し上げます。

○鳩山委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとしておりました。

第一章 文部科学省関係 第一条	第二章 厚生労働省関係 第二条
第三章 農林水産省関係 第七条	第四章 経済産業省関係 第十条
第五章 国土交通省関係(第十七条)	第六章 環境省関係(第十八条)
第七章 第八章	附則

第一章 文部科学省関係
(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六条)の一部を次のように改正する。
(第四条第四項中「及び中等教育学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。)

第二章 厚生労働省関係
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百一十三号)の一部を次のように改正する。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三条 毒物及び劇物取締法(一部改正)
(第三百三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合においては、指定都市の長。」に改める。
(第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、「以内に」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。)

第六条の二第一項中「者は、」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。
(第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、「以内に」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。)

第三十二条の二第一項中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三十二条の四第一項中「第三十二条の二第二条の二第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を「当該」を「第三十号」に改める。

一項の申請書を提出した」を「第三十二条の登録を受けようとする」に、「当該」を「第三十号」に改める。

第三十二条の二第一項中「第三十二条の二第二条の二第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

第三十二条の四第一項に次の一号を加える。七 暴力団員等がその事業活動を支配する者第三十二条の六第一項ただし書中「第四号まで」を「第五号まで又は第七号」に改める。

第三十二条の十第一項第一号中「又は第四号」を「から第五号まで又は第七号のいずれか」に改め、同項第一号中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改める。

第三十二条の十三第二項中「第三十二条の四第一項第五号口」を「第三十二条の四第一項第六号口」に改める。

第三十二条の十八 指定都市の長は、当該指定都市の区域内において採石業者が第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたと認めたとき、又は第三十三条の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

第三十三条の十八 指定都市の長は、当該指定都市の区域内において採石業者が第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたと認めたとき、又は第三十三条の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画（当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域に係るものに限る）について第三十三条の認可をした

指定都市の長に通報しなければならない。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第十二条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のようにより改正する。

二百四号の一部を次のようにより改正する。

目次中「第七十九条の二」を「第七十九条の三」に改める。

第七十八条の四の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）」に改め、同条中「都道府県七十九条の二及び第七十九条の三において同じ。」の長」を加える。

第七十九条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一條第二項並びに第三十九条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十第一項及び第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条の七の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十条の七の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十一条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十二条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十三条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十四条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十五条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十六条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十七条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十八条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第七十九条の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

いでは、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（租税特別措置法の一一部改正）

第十三条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七第二項第一号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改め、同項第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に、

「経済産業大臣」を「経済産業大臣（同法第十六条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事）」に改め、同条第三十一項中「経済産業局長」の下に「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事。次項、次条第三十一項及び第三十二項並びに第七十条の七の四第六項及び第十七項において同じ。）」を加える。

第十六条第一項第一号中「第六条第一項第五号」を「第六号まで又は第七号」に改める。

第七十二条第一項第一号中「又は第四号の規定」を「から第五号まで又は第七号のいずれか」に改め、同項第一号中「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第六号」に改め、「の規定」を削る。

第十五条第一項中「第六条第一項第五号口」を「第六条第一項第六号口」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一一部改正）

第十五条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第六号に改め、「の規定」を削る。

第十五条第一項中「第六条第一項第五号口」を「第六条第一項第六号口」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十五条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第六号に改め、「の規定」を削る。

第十五条第一項中「第六条第一項第五号口」を「第六条第一項第六号口」に改める。

（都道府県が処理する事務）

第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととされることがある。

（都道府県が処理する事務）

第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととされることがある。

（都道府県が処理する事務）

第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととされることがある。

（都道府県が処理する事務）

第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととされることがある。

号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

二百四号の一部を次のようにより改正する。

目次中「第七十九条の二」を「第七十九条の三」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第十二条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第十六条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(建築基準法の一部改正)

第五章 国土交通省関係

第十七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「によつて」を「により」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中「による同意を得た場合において」を「により協議して」に、「市町村の」を「当該市町村の」に改める。

第八十条を削る。

第八十条の二第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第八十条とする。

第八十条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第八十条の二とする。

第八十三条中「外」を「ほか」に改め、「委員の」の下に「任期」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参考するものとする。

第九十七条の三に次の二条を加える。

4 特別区が第四条第二項の規定により建築主事を置こうとする場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「協議しなければ」とあるのは「協議し、その同意を得なければ」と、同条第四項中「により協議して」とあるのは「による同意を得た場合において」とする。

(都市計画法の一部改正)

第十八条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、国土交通大臣が区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとする場合又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとする場合(国土交通大臣の同意を要する場合を除く。)につては、当該区域区分により市街化区域に定められることとなる土地の区域に農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項、第一号に規定する農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれるときに限る。

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第十九条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十六条」に、「第三十四条~第四十二条」を「第三十七条」に、「第四十五条」に改める。

第三条の見出し中「国」の下に「及び都道府県」を加え、同条に次の二条を加える。

2 都道府県は、国との連携を図りつつ、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止

に関する施策を推進するよう努めなければならない。

第四条第一項中「国」の下に「及び都道府県」を加える。

この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参考するものとする。

第九十七条の三に次の二条を加える。

4 特別区が第四条第二項の規定により建築主

事を置こうとする場合における同条第三項及

び第四項の適用については、同条第二

項中「協議しなければ」とあるのは「協議し、

その同意を得なければ」と、同条第四項中「に

より協議して」とあるのは「による同意を得た場合において」とする。

(都市計画法の一部改正)

第十八条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次のただし書きを加える。

るにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

第二十九条の見出し中「及び立入検査」を削り、同条第一項中「次項」を「次条第一項」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの二条を加える。

(主務大臣と都道府県知事の連携)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの二条を加える。

法律に規定する事務を行ふときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

(立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二

特殊自動車の使用者に報告をさせたときは、主務大臣に報告しなければならない。

第四十二条を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とする。

第四十条中「第三十四条、第三十七条又は第三

三十八条」を「第三十七条、第四十条又は第四

十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十九条を第四十二条とする。

第三十八条第五号中「第十八条」を「第十八

条第一項」に改め、同条第六号中「第二十九条

第一項」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同条第七号中「第二十九条第二項」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、同条を第四

十一条とする。

第三十七条を第四十条とし、第三十四条规定第三十六条までを三条ずつ繰り下げ、第五章中第三十三条を第三十六条とする。

第三十二条第一項第一号中「第十八条」を「第

十八条第二項」に、「命令並びに」を「報告」

に、「及び同条第二項」を「特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。」及び同条第四項の規定による報告並びに第三十条第一項に改め、「限る。」の下に「及び同条第四項の規定による報告」を加え、同項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指導及び助言」を「報告」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況その他の必要な事項に関し報告をさせることができる。

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの二条を加える。

法律に規定する事務を行ふときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

(立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二

特殊自動車の使用者に報告をさせたときは、主務大臣に報告しなければならない。

第四十二条を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とする。

第四十条中「第三十四条、第三十七条又は第三

三十八条」を「第三十七条、第四十条又は第四

十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十八条第五号中「第十八条」を「第十八

条第一項」に改め、同条第六号中「第二十九条

第一項」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同条第七号中「第二十九条第二項」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、同条を第四

十一条とする。

第三十七条を第四十条とし、第三十四条规定第三十六条までを三条ずつ繰り下げ、第五章中第三十三条を第三十六条とする。

第三十二条第一項第一号中「第十八条」を「第

十八条第二項」に、「命令並びに」を「報告」

に、「及び同条第二項」を「特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。」及び同条第四項の規定による報告並びに第三十条第一項に改め、「限る。」の下に「及び同条第四項の規定による報告」を加え、同項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指導及び助言」を「報告」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

検査をしたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、犯関係者に提示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係都道府県知事に対する通知等)

第三十一条 主務大臣は次に掲げる場合には、遅滞なく、関係都道府県知事に対して、通知その他の情報の提供のために必要な措置を講じなければならない。

一 第十条第四項の規定による公示をしたとき。

二 第十二条第三項の規定による承認をしたとき。

三 第十三条の規定による命令をしたとき。

四 第十四条第二項の規定による公示をしたとき。

五 第十五条の規定による公示をしたとき。

六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。

七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。

八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限り)をしたとき。

九 前条第一項の規定による立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限り)をしたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の

改正規定に限る)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る)、第十二条(採石法第三十三条の十の次に一条を加える改正規定に限る)及び

第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定

の規定

「当該都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十九条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「農林水産大臣の許可並びに^を削り、同条に次の一項を加える。

5 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項第一号中「係る」とあるのは「係るものであつて、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号及び第六号に」とする。

第四十九条第一項中「二^へクタール」を「四^へクタール」に改め、同条第四項第四号中「農林水産大臣の許可を除く。」を削る。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第二十条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「二^へクタール」を「四^へクタール」に改め、同条第四項第四号中「(農林水産大臣の許可を除く。)」を削る。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「次項第七号」を「次項第六号」に改め、同条第四項中「第二号及び第四号から第十号まで」を「及び第三号から第九号まで」に改め、同項第一号を削り、同項第一号中「農地法」の下に「(昭和二十七年法律第一百二十九号)」を加え、「(前号に掲げる行為

を除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第十号ま

で「一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「農林水産大臣又は」及び「又は第二号」を削り、同条

第六項中「第四項第八号又は第九号」を「第四項第七号又は第八号」に改め、同条第七項第一号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改

め、同項第一号中「第四項第五号」を「第四項第四号」に改め、同項第三号中「第四項第六号」

を「第四項第五号」に改め、同項第四号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条

第八項中「第四項第七号」を「第四項第六号」に改め、同条第九項第一号中「第四項第一号」を「第四項第五号」に改め、「二^へクタール」を「四^へクタール」に改め、同条第十一号

を「第四項第一号」に、「二^へクタール」を「四^へクタール」に改め、同項第二号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一号

を「第四項第一号」に改め、同項第二号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一号

に改める。

第二十四条中「法律の規定により都道府県の下に「又は指定市町村」を加え、同条第一号

中「第七条第四項第一号」を「第七条第四項第一号」に、「二^へクタール」を「四^へクタール」に改め、同条第二号中「第七条第四項第五号」

を「第七条第四項第四号」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第九項第一号(第八条第四項第十号)を「第四項第七号」の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

五 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

六 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

七 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四号)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

八 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四号)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

九 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四号)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

十 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四号)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

十一 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四号)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

十二 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一号(第八条第十四号)の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

のにする行為又は同一の事業の目的に供するため四^へクタールを超える農地若しくは

その農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

地域再生法の一部を改正する法律案

12 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村(次項及び第二十四条において「指定市町村」という。)である場合における第三項及び第四項の規定の適用について	目次中「課税の特例」を「特定地域再生事業に係る課税の特例」に、	「第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の六)」	「第五節 地域活力向上地域特定業務第六節 地域再生土地利用計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の四)」	「第六節 構造改革特別区域第七节 財産の処分の制限第七节 遊休工場用地等に導入する地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の五十一第十七条の七)」	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
13 第九項及び第十項の規定は、指定市町村における承認の手続の特例(第十八条)	計画等の認定等の手続の特例(第十七条の五十一第十七条の七)に係る手続の特例(第十八条)	「第五節 地域活力向上地域特定業務第六節 地域再生土地利用計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の四)」	「第六節 構造改革特別区域第七节 財産の処分の制限第七节 遊休工場用地等に導入する地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の五十一第十七条の七)」	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
承認の手続の特例(第十八条)	計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の七)に係る手続の特例(第十七条の五十一第十七条の七)	「第五節 地域活力向上地域特定業務第六節 地域再生土地利用計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の四)」	「第六節 構造改革特別区域第七节 財産の処分の制限第七节 遊休工場用地等に導入する地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の五十一第十七条の七)」	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
承認の手続の特例(第十八条)	計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の七)に係る手續の特例(第十七条の五十一第十七条の七)	「第五節 地域活力向上地域特定業務第六節 地域再生土地利用計画の作成等(第十七条の二十一第十七条の四)」	「第六節 構造改革特別区域第七节 財産の処分の制限第七节 遊休工場用地等に導入する地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の五十一第十七条の七)」	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。	「第五節 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。
一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業
二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（産業基盤が整備されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（前号に掲げるものを除く。）
三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである。

4 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。
5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。
6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第四項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施していないと認めることは、その認定を取り消すことができない。
7 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地方活力向上地域特定業務施設整備事業の円滑化業務

第十七条の三 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施を円滑化するため、認定事業者が認定地の構員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項
二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において當時雇用する従業員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項
三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するため必要な資金の額及びその調達方法
認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をする
一 認定地域再生計画に適合するものであること。
二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定め

第十七条の四 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者は、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作
る数以上であることその他の従業員に関し内閣府令で定める要件に適合するものであること。
三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである。
四 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。
五 第三項の規定は、前項の認定について準用する。
六 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第四項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施していないと認めることは、その認定を取り消すことができない。
七 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地方活力向上地域特定業務施設整備事業の円滑化業務

第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇い入れた當時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合に、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第六節 地域再生土地利用計画の作成等（地域再生土地利用計画の作成）
第十七条の六 認定地方公共団体である市町村（以下「認定市町村」という。）は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために土地利用に関する協議を経て、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載される「地域再生土地利用計画」という。
第七条の六 地方税法（昭和二十五年法律第二百六十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第三百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政收入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に係るこれらの措置による減収額にあっては、これら措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）うち総務省令で定めるところにより算定した額

三 農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」という。）並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講すべき施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用のために必要な事項

五 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

六 口 当該誘導施設の種類及び規模

七 ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

八 イ 当該事業の実施主体

九 ロ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

一〇 ハ その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路、公園その他の公共の用に供する施設及び建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交通省令で定めるもの

五 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項（同号の誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）の用に供する土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、当該整備誘導施設の用に供することを目

的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることのできない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等を行つたに当り、当該開発行為又は建築行為等を行つたに当り、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行つことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をす

るものとする。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区

六 認定市町村（地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。）の用に供する目的で行つ開發行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行つたに当り、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行つことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をす

るものとする。

七 地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

八 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るもの(除く)。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他認定市町村の条例で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。

4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるとときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができ

る。

5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に關する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等)

第十七条の九 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなも

のを除く)を有する者(次項において「所有者等」という。)に対し、当該農用地等の保全及び計画の提供、指導、助言その他の援助を行ふものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

3 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

3 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

4 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

5 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

6 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

7 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

8 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

9 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

10 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

11 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

12 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

13 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

14 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

15 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

16 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

17 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

18 認定市町村の長は、農用地等保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つておらず、又は行うものとする。

第十七条の十一 市街化調整区域内において第十一条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。)は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

3 第十九条第一項中「一般財團法人」の下に「その他の當利を目的としない法人」を加える。

4 第二十五条第一号中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

5 本則に次の一章を加える。

第六章 第九章 罰則

第六十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七章 第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第六十七条 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六条項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者(第十七条の七第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区间又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。)は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。)を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八三号)第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者に

ついて準用する。

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されて導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

3 第五条第四項第七号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

4 第二十五条第一号中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

5 本則に次の一章を加える。

第六章 第九章 罰則

第六十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

6 第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の地域再生法(次条において「新法」という。)により貨物を運送する自家用有償旅客運送者に

ついて準用する。

第七条 第七節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されて導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

3 第五条第四項第七号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

4 第二十五条第一号中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

5 本則に次の一章を加える。

第六章 第九章 罰則

第六十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

6 第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の地域再生法(次条において「新法」という。)により貨物を運送する自家用有償旅客運送者に

に掲げる事項として、公証人役場外定款認証

事業を実施する場所を定めるものとする。

(学校教育法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八

条第二項第二号に規定する特定事業として、

公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別

区域内において、都道府県又は地方自治法第

二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

この条において「都道府県等」という。）が設

置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十

六号）第一条に規定する中学校（同法第七十

一条の規定により高等学校における教育と一

貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又

は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外

国語教育を重点的に行うものその他の産業の

国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠

点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対

応するための教育を行うものとして政令で定

めの基準に適合するもの（以下この項及び第

三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校

法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人

又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活

動法人であつて、当該公立国際教育学校等の

管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道

府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管

理を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項

の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けることができない。

一 第十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二 その役員のうちに、第十二項の規定によ

り刑に処せられ、その執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がある者

3 第一項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定の手続

二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う

管理に関する基本的な方針

三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理

を行う公立国際教育学校等（以下この条に

おいて「特定公立国際教育学校等」という。）

において生徒に対してされる入学、卒業、

退学その他の処分に関する手続及び基準

四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際

教育学校等管理法人が行う管理に関する基

準及び業務の範囲

五 その他指定公立国際教育学校等管理法人

が行う管理に関する事項

指定は、期間を定めて行うものとする。

6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若

あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を

経なければならない。

7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又

は職員であつて特定公立国際教育学校等の管

理の業務に従事するものは、刑法（明治四十

年法律第四十五号）その他の罰則の適用につ

いては、法令により公務に従事する職員とみ

なす。

8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年

度終了後、その管理を行う特定公立国際教育

学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成

し、当該特定公立国際教育学校等を設置する

都道府県等に提出しなければならない。

9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際

教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国

際教育学校等の管理の適正を期するため、指

定公立国際教育学校等管理法人に対する、當

該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求

め、実地について調査し、又は必要な指示を

することができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管

理法人が前項の指示に従わないときその他当

該指定公立国際教育学校等管理法人による管

理を継続することが適当でないと認めるとき

は、その指定を取り消し、又は期間を定めて

管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ず

ることができる。

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の

欄に掲げる法律の規定の適用について

は、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三

号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。

掲げる字句とするほか、必要な技術的説替え

は、政令で定める。

学校教育法	第四十九条	中学校	
地方自治法	第七项	中学校（第三十八条の規定にあつては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第一項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等に該当するものを除く。）及び当該普通地方公共団体が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第一項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等（第一百五十二条の三十七第四項及び第二百五十二条の四十二第一項において単に「公立国際教育学校等」という。）の管理を行わせているものについても指定管理者及び国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人	受託者及び受託者
第一百五十二条	第一百四十四条	指定管理者	係るもの、
第一百五十二条	第一項		又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等管理法人

市町村立学校職員 給与負担法（昭和 二十三年法律第二百 三十五号）	第一条	、中学校	、中学校（国家戦略特別区域法（平成 二十五年法律第百七号）第十二条の三 第三項第三号に規定する特定公立国際 教育学校等（以下この条において単に 「特定公立国際教育学校等」という。） に該当するものを除く。）	についての の四十二第一項 の第一百五十一條 係るもの又は	事務の執行で当該管理の業務に係るもの についての の四十二第一項 の第一百五十一條 係るもの、	
教育職員免許法 (昭和二十四年法律 第百四十七号)	第十一条 二号	第二条	、中等教育学校	、中等教育学校（特定公立国際教育学 校等に該当するものを除く。）	又は普通地方公共団体が国家戦略特別 区域法第十二条の三第一項の規定に基 づき公立国際教育学校等の管理を行わ せているものの出納その他の事務の執 行で当該管理の業務に係るものについ ての	
公立学校	第六十七条 和二十二年法律 （昭	地方自治法	弁償（ いう。）は 弁償（以下この条及び いう。）並びに地方自治法（昭和二十二 年法律第六十七条）第二百五十二条の 十九第一項の指定都市の設置する中学 校（特定公立国際教育学校等に該当す るものに限る）及び中等教育学校（特 定公立国際教育学校等に該当するもの に限る）の前期課程の管理に要する經 費（特定公立国際教育学校等の職員の 給料その他の給与及び報酬等に要する 經費に相当するものとして都道府県が 定める額に限る）は	、中等教育学校（特定公立国際教育学 校等に該当するものを除く。）	事務の執行で当該管理の業務に係るもの についての の四十二第一項 の第一百五十一條 係るもの、	
公立学校（國家戦略特別区域法（平成 二十五年法律第百七号）第十二条の三 第三項第一号に規定する特定公立国際	地方自治法					

第十一一条第一項 及び第二項第一号	第十四条の二	又は私立学校	校
義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）	義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成二十一年法律第六十七号）第十九条の三第三項第三号に規定する特定公立国际教育学校等（以下この条において単に「特定公立国际教育学校等」という。）に該当するものを除く。）	義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の三第一項の指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国际教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国际教育学校等の管理法人はその管理を行つ特定公立国际教育学校等の教員について、学校法人等は、
第一条第二号	（う。）	（う。）	これららの教員
教職員の給与及び報酬等に要する経費	ものに限る。）、中等教育学校	ものに限り、特定公立国际教育学校等に該当するものを除く。）、中等教育学校（特定公立国际教育学校等に該当するものを除く。）、	当該教員

					第五条の二(第一項)	第五条の二(第一項)	(以下(へき地学校(共同調理場を除く。)及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(次第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下
第一類第九号	地方創生に関する特別委員会議録第四号	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第百六十一号)	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十九号)	公立の学校	第三条第一項	第五条の三(第一項)	第五条の三(第一項)
		規定する学校	設置者	公立の学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(次第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。第五条において「公立学校」といふ。)	公立の学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(次第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。第六条を除き、以下同じ。)	教職員の勤務する学校	教職員の勤務する学校(特定公立国際教育学校等を除く。)
平成二十七年四月二十四日		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第百六十一号)	本則	第四十七条の五	第五条	第五条の三(第一項)	第五条の三(第一項)

					二年法律第百四十三号)	二年法律第百四十三号)	二年法律第百四十三号)
					第六条第一項	第六条第一項	第六条第一項
					公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)	公立義務教育諸学校並びに中等教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)	中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)
					前記課程(前記課程(前記課程(
九号	第九条第一項第一項	第七条、第二十一条第一号及び第二十三条	規定する定時制の課程	規定する定時制の課程	規定する全日制の課程	規定する全日制の課程	規定する全日制の課程
第八条	学校	中等教育学校	規定する通信制の課程	規定する通信制の課程	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。)の前記課程(
			規定する通信制の課程	規定する通信制の課程	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。)の前記課程(
			含む	含み、特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。)の前記課程(

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）		第二条第一項	中学校 高等学校、中等 教育学校	中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。） 高等学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）、中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	（児童福祉法等の特例）	第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第一章第六節及び第四十八条の三第一項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。	13 保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。	14 第一条の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域限定保育士事業を実施する区域（以下この条において「事業実施区域」という。）を定めるものとする。
15 第四各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。	16 成年被後見人又は被保佐人	17 犯罪以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から起算して二年を経過しない者	18 第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項	19 保育士試験委員
20 第八項において準用する児童福祉法第十一条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	21 児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消さ	22 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の	23 第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項	24 保育士試験委員
25 第十八条の九第一項及び第十八条の十第二項	26 第十八条の九第一項及び第十八条の十第二項	27 第十八条の五各号	28 第十八条の十九第一項第一号	29 第十八条の十八第三項及び第二項
30 第十八条の十八第一項及び第二項	31 第十八条の十八第三項	32 保育士登録証	33 第十八条の五各号	34 国家戦略特別区域限定保育士登録簿
35 第十八条の十九第一項第一号	36 第十八条の二十一	37 この法律	38 国家戦略特別区域限定保育士登録証	39 国家戦略特別区域限定保育士登録簿
40 設、保育士試験	41 指定保育士養成施	42 国家戦略特別区域限定保育士試験	43 国家戦略特別区域法第十二条の四第四項各号	44 国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用するこの法律
45 厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術	46 をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講	47 関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときは、その資格を得た事業実施区域を明示してするものとし、当該事業実施区域以外の区域を表示してはならない。	48 児童福祉法第一章第六節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	49 これ、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

するよう努めなければならない。

10 国家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日（次項において「三年経過日」という。以後においては、「児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。」）

11 国家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第八項において準用する同条第一項の登録は、当該三年経過日に、その効力を失うものとする。

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは、「の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二条に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長」と、第六項

中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」）と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

15 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めることとするものに限る。）の認定

16 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

18 正当な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関（第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

認定こども園法一部改正 法附則第五条第一項 児童福祉法

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法

19 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの

三 第十三条第一項中「別表の一の項」を「別表の一の四の項」に改める。

四 第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理師であつて、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもの）のうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるとときは、当該認可をするものとする。

(水産業協同組合法の特例)

第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業（国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限り、以下この条において同じ。）の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、漁業生産組合の管理、設立及び解散に係る水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第三十四条第一項、第二項」とあるのは「第二十四条第一項」と、「第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項」とあるのは「第三十四条第十項」と、同条第三項及び第四項中「七人」とあるのは「三人」とする。

第十六条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

（国有林野の管理経営に関する法律の特例）

第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業（国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野（以下この項において單に「国有林野」といふ）の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項

の区域内にある国有林野についての同法第七条第一項第五号の規定の適用については、同号中「五ヘクタール」とあるのは「十ヘクタール」とする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国有林野活用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じてることその他の家事支援活動を行う外国人の受け入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条において単に「指針」という。）を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（國家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の經營を開始して、その經營を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行ふものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第一号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行ふものとして、入管法第七条

あらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条において単に「指針」という。）を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするとときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（國家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の經營を開始して、その經營を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行ふものとして、入管法第七条

の二第一項の申請があつた場合には、創業外國人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による活動を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）」第六条の四第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

3 第十九条の次に次の一条を加える。

（國家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の經營を開始して、その經營を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行ふものとして、入管法第七条

の二第一項の申請があつた場合には、創業外國人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による活動を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）」第六条の四第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

3 第十九条の次に次の一条を加える。

（國家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の經營を開始して、その經營を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行ふものとして、入管法第七条

ころにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職により、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等处分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定被使用者」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この項において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法（同法第七条による退職手当に係る同法第一条の規定による在職期間に係る創業者を定めるものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において単に「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかるはず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算

4 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第一条の四から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当法（一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百五号）附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

7 再任用職員の退職前に、先の退職手当にし、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものと/orが行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に係る同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これららの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これららの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする。

8 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。）が行われたときは、同号に掲げる額から第一号に規定するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。）が行われたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

9 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第十条の次に次の二条を加える。

（都市公園法の特例）

第二十条の一 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、都市公園占用保育所等施設設置事業（国家戦略特別区域における保育その他の福祉サービスの需要に応ずるため、都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。）を占用して、保育所その他の社会福祉施設であつて政令で定めるもの（通常のみにより利用されるものに限る。以下この条において「保育所等施設」という。）を設置する事業をいう。以下この条及び別表の八の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から二年内に当該都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設のための都市公園の占用について同法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該区域の公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）は、同法第七条の規定に

かかわらず、当該保育所等施設のための都市公園の占用が当該保育所等施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第一項第四号

に掲げる事項として、都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設の種類ごとに当該保育所等施設を設置する都市公園の区域を定めるものとする。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例）

第二十条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業（国家戦略特別区域において、大学その他研究機関と連携し、業として、疾病の原因に関する研究、疾病的予防、診断及び治療に関する方法の研究開発又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品（以下この項において「医薬品等」という。）の研究開発において試験その他の厚生労働省令で定める用途に用いる物（人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料とするものに限り、医薬品等を除く。）として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「血液由来特定研究用具」という。）を製造する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を行お

うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当する旨の厚生労働大臣の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けることができる。

一 病院又は診療所の開設者（次項第三号及び第四項において「病院等開設者」という。）が血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する場合は、被採血者に対し採取した血液の使途その他採血に関必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保すること。

二 血液由来特定研究用具が人体から採取された血液又はこれから得られた物の培養その他の厚生労働省令で定める方法により製造されること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

2 特定認定を受けようとするとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 その行おうとする事業の内容

三 血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する病院等開設者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

4 厚生労働大臣は、特定認定の申請に係る事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。

5 認定事業者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、これらの事項の変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

この項及び第九項において同じ。）を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が当該特定認定を受けた事業（第八項及び第五項第二号において「認定事業」という。）を行なう場合における安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十二条第一項及び第三十三条の規定の適用については、同項中「以外」とあるのは「又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の三第一項に規定する血液由来特定研究用具以外」と、同条中「第十二条」とあるのは「第十二条第一項若しくは同条第二項（国家戦略特別区域法第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とし、第二項第三号の病院等開設者が認定事業者の製造する血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する場合における同法第十二条第一項及び第三十三条の規定の適用については、同項中「限る。」とあるのは「限る。」若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の三第一項に規定する血液由来特定研究用具」と、同条中「第十二条」とあるのは「第十二条第一項（国家戦略特別区域法第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」若しくは「第十二条第二項」とする。

7 認定事業者は、第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項の変更又は第五項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、運送なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8 厚生労働大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

9 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。
 一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつたとき。
 二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めたものに限る。）の内容の変更（第八条第二項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当しなくなつたと認めるとき。）
 三 認定事業者が行う認定事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当しなくなつたと認めるとき。
 四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。
 五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。
 六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 七 第二十四条の二に次ぎ三條を加える。
 八 条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高齢者就業促進事業（国家戦略特別区域において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第一項第四号に掲げる業務の範囲を拡張することにより、シルバー人材センター（同法第四十一条第二

項に規定するシルバー人材センターをいう。以下この項及び次項において同じ。)が高年齢退職者の就業の促進を図る事業をいう。以下の項、次項及び別表の十二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の実施主体として当該区域計画に定められたシルバー人材センターが同法第四十二条第五項の規定による一般労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業をいう。第三項において同じ。)を行う場合(その就業の場所が当該国家戦略特別区域内にある場合に限る)における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第一項第四号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な事業又はその能力を活用して行う業務」とする。

2 前項の区域計画に、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の実施主体として、シルバー人材センターを定めるに当たっては、

地域における労働力需給の状況及び当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業に係る業務と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第一項に規定するシルバー人材センター連合が同法第四十五条において準用する同法第四十二条第五項の規定に基づき行う一般労働者派遣事業について準用する。この場合において、第一項中「第四十二条第一項第四号」とあるのは、「第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第四号」と、「シルバー人材センター連合」とあるのは、「シルバー人材センター連合」と、

「第四十一条第二項に規定するシルバー人材

センター」とあるのは、「第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合」と、前

項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と読み替えるものとする。

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例)

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業(国家戦略特別区域臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第一号において「臨床修練等特例法」という。)第二条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練診療所確保事務(国家戦略特別区域臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第一号において「臨床修練等特例法」という。)第二条第六号に規定する臨床修練外科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する臨床修練(次項第一号において単に「臨床修練」という。)を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第一条第五号に規定する臨床修練診療所等(第三項において単に「臨床修練病院等」という。)となつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所(第一号において単に「診療所」という。)は、臨床修練病院等でなくなりたるものとみなす。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国

家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。)の認定は同項第二号に規定する特定事業として国

家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めることとするものに限る。)の認定は同項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。)の認定の取消し消し 当該認定の取消しの日

(特定非営利活動促進法の特例)

第二十四条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業(国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による概観に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。別表の十二の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十一条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合における同法第十条第二項及び第三項(これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において

練等特例法第一条第九号に規定する臨床修

練指導医、同条第十号に規定する臨床修

練歯科医及び同条第十一号に規定する臨

床修練指導者による指導監督に係る体制が

確保されていること。

次の各号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所(第一号において単に「診

療所」という。)は、臨床修練病院等でなくなりたるものとみなす。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国

家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めることとするものに限る。)の認定は同項第二号に規定する特定事業として国

家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。)の認定の取消し消し 当該認定の取消しの日

(特定非営利活動促進法の特例)

第二十七条の二 認定区域計画に定められて

いる特定事業(第二条第二項第一号に掲げるも

のうち産業の国際競争力の強化若しくは国

際的な経済活動の拠点の形成に資するものと

して内閣府令で定めるもの又は同項第二号に

掲げるものに限る。以下この条において同

じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別

区域において当該特定事業の用に供する施

設又は設備を新設し、又は増設したものが、

当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は

製作し、若しくは建設した機械及び装置、器

具及び備品、建物及びその附属設備並びに構

築物については、租税特別措置法(昭和三十

二年法律第二十六号)で定めるところにより、

課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の三 認定区域計画に定められてい

る特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必

要となる施設を整備する事業(これらの事業

のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的

な経済活動の拠点の形成に特に資するものと

して内閣府令で定めるものに限る。)を行う者

に対し、これらの事業の用に供するために土

地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合

には、租税特別措置法で定めるところにより、

課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の四 認定区域計画に定められる特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行なう株式会社（当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六条の三第三項に規定する指針に關し、同条第四項に規定する事項を処理すること。

第六章中第三十七条の前に次の二条を加える。

（新たに法人を設立しようとする者に対する援助）

第三十六条の二 国及び関係地方公共団体は、

国家戦略特別区域において、創業者が行う事

業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）

第三十六条の三 国及び関係地方公共団体は、

国家戦略特別区域において、創業者が行う事

業の実施に必要な人材の確保を支援すること

により、産業の国際競争力の強化又は国際的

な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑

な展開を図るため、創業者又は創業者に使用

されることを希望する国の行政機関の職員、

地方公共団体の職員、民間企業の従業員その

他の者に対する採用又は就職の援助を行うも

のとする。

2 国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るために、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対し、法人の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手続及び法人を設立する場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行なるものとする。

2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する

機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

第三十七条第四項及び第五項を削り、同条の3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供することも、前項の意見について意見を述べるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。

「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条第四項及び第五項を削り、同条の3 第三十七条第一項の規定による。

（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に接する活動の促進）

第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある

商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

別表中一の項を一の四の項とし、同項の前に次のように加える。

一	公証人役場外定款認証事業	第十二条の二
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
一の三	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の四
二の一	国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業	第十四条の二
二の三	漁業生産協業化促進事業	第十四条の三
四の一	国有林野活用促進事業	第十六条の二
四の三	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	第十六条の三
四の四	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第十六条の四
七の一	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	第十九条の二
八の一	都市公園占用保育所等施設設備事業	第二十条の二
八の三	国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業	第二十条の三
十二の二	国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業	第二十四条の二
十二の三	国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業	第二十四条の三
十二の四	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四条の四

（構造改革特別区域法の一部改正）

第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第

百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の二条を加える。

(通訳案内士法の特例)

第十九条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第一条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）に対する外国人観光旅客の需要の動向その他の事情からみて、地域限定特例通訳案内士（次項に規定する地域限定特例通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業（以下この項及び別表第九号の二において「地域限定特例通訳案内士育成等事業」という。）を実施することが、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域における観光の振興を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る地域限定特例通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該構造改革特別区域の区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第二百八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する

て準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から一年を経過しないもの

6 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 地域限定特例通訳案内士は、その業務に関して地域限定特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た構造改革特別区域の区域を明示してするものとし、当該構造改革特別区域以外の区域を表示してはならぬ。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第五

項各号」と、同法第「六十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第二十一條第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定特別通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第十項において準用する第三十五条第一項」とある。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同じ)の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「構造改革特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

12	一、偽りその他不正の手段により地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者
13	二、次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
14	一、第七項の規定に違反した者
15	二、第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
16	三、第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
17	14 第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。
18	14 第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。
19	十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
20	第十九条第一項において準用する通訳案内士法第一十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。
21	第十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
22	（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例）
23	第二十八条の三 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持修繕及び災害復旧を行ひ、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下この条において同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して

2	民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百七十七号。以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。））であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下この項及び別表第十八号の三において同じ。）を実施することにより公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下この条において「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下この条において同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第十条第一項の規定による公社管理道路運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公社管理道路運営事業（以下この条において同じ。）を設定する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「実施方針に従い」とあるのは、「実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第五項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で」とする。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
3	3 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百七十七号。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）であつて、当該公社管理道路運営事業に係る公施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び結する場合における同項の規定の適用については、同項第三号中「公施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法」とあるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。
4	4 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により利用料金を收受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「実施方針に従い」とあるのは、「実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第五項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で」とする。
5	5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下この条において「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二条第一項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

6	6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三条第一項（第五号に係る部分に限る。）に定める基準その他の政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。
7	7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十条第六項及び第十六条の規定を準用する。
8	8 地方道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定する

9	9 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。
10	10 特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。
11	11 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
12	12 国土交通大臣は、第十項に規定する対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。
13	13 特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第三項、第二十四条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用

については、同法第十条第四項中「第一号、

第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」

と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構

造改革特別区域法(平成十四年法律第百八

九号)第二十八条の二第一項に規定する利用

料金(以下「利用料金」という。)と、同法

第十五条第四項中「第二号、第四号又は第

五号」とあるのは「又は第一号」と、同法第

十七条第三項、第二十四条第一項及び第二項

並びに第五十二条中「料金」とあるのは「利

用料金」と、同法第二十四条第三項中「この

法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法(平成

八条の三第一項の規定により公社管理道路運

營權者(同項に規定する公社管理道路運營權者をいう。以下同じ。)に利用料金を收受させ

ることとしている」と、「料金の徴収」と

あるのは「当該公社管理道路運營權者が利用

料金の徴収」と、「料金の徴収施設」とあ

るは「利用料金の徴収施設」と、「料金を

徴収される」とあるのは「利用料金を徴収さ

れる」と、同法第二十五条第一項中「料金を

徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運

營權者に利用料金を收受させよう」と、「その

額及び」とあるのは「その」と、「当該料金

の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第

十一条第四項の規定は、適用しない。

第三十条第一項中「民間資金等の活用による

公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成

十一年法律第百十七号)を「民間資金法」に改

め、「及び次条」を削る。

別表第九号の次のように加える。

ることとしている」と、「料金の徴収」と

あるのは「当該公社管理道路運營權者が利用

料金の徴収」と、「料金の徴収施設」とあ

るは「利用料金の徴収施設」と、「料金を

徴収される」とあるのは「利用料金を徴収さ

れる」と、同法第二十五条第一項中「料金を

徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運

營權者に利用料金を收受させよう」と、「その

額及び」とあるのは「その」と、「当該料金

の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第

十一条第四項の規定は、適用しない。

第三十条第一項中「民間資金等の活用による

公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成

十一年法律第百十七号)を「民間資金法」に改

め、「及び次条」を削る。

別表第九号の次のように加える。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十

四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同条に次の一号を加える。

五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律

第一百七号)第十二条の四第八項において準

用する第十八条の十九第一項第二号又は第

二項の規定により登録を取り消され、その

取消しの日から起算して二年を経過しない

者を除く。

二項の規定により登録を取り消され、その

取消しの日から起算して二年を経過しない

者を除く。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百

十号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

百八十九号)第十九条の二第九項において

準用する第三十三条第一項の業務の禁止の処分

を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第五条 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適

用範囲内において政令で定める日から一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適

用範囲内において政令で定める日から一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適

用範囲内において政令で定める日から一月を超えない範囲内において政令で定める日

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項

の改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に

改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次

に見出し及び三条を加える改正規定並びに附

則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に

改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次

に見出し及び三条を加える改正規定並びに附

則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

別表第二の七の項中「通訳案内士法」の下に

「(昭和二十四年法律第百六十号)」を加え、同表

の七の二の項中「総合特別区域法(平成二十三

年法律第八十一号)」を「構造改革特別区域法(平

成十四年法律第百八十九号)」に、「第二十条第

八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二

項」に改め、「(昭和二十四年法律第二百十

号)」を削る。

別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の

二の項及び別表第五第二十六号の二中「総合特

別区域法」を「構造改革特別区域法」に、「第

二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十

九条の二第八項」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第七条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四

十四年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

百八十九号)第十九条の二第九項において

準用する第三十三条第一項の業務の禁止の処分

を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九号とする。

第八条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

百八十九号)第十九条の二第九項において

準用する通訳案内士法第三十三条第一項の

業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日

から二年を経過しないもの

九号とする。

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進によ

る国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進

による国際観光の振興に関する法律(平成九年

法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

百八十九号)第十九条の二第九項において

準用する通訳案内士法第三十三条第一項の

業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日

から二年を経過しないもの

九号とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第

九号とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第九号を削り、第十号を第九号と

する。

第一条 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の次

に見出し及び三条を加える改正規定並びに附

則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に

改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次

に見出し及び三条を加える改正規定並びに附

則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

改正規定(第十三条)を「第十二条の二」に

改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次

に見出し及び三条を加える改正規定並びに附

第一類第九号	地方創生に関する特別委員会議録第四号 平成二十七年四月二十四日
--------	---------------------------------

		教職員の給与及び報酬等に関する経費		理由
第二条	設置する義務教育諸学校	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	
	設置する義務教育諸学校	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）	第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する。 附則に次の一条を加える。 （国家戦略特別区域法の一部改正）	前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。 (内閣府設置法の一部改正)	並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
（政令への委任）	第十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。 第四条第三項第三号の七中「区域計画に関すること」の下に「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。 (国土交通省設置法の一部改正)	前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。 (内閣府設置法の一部改正)	並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
（政令への委任）	第十八条 国土交通省設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。 第四条第三項第三号の七中「区域計画に関すること」の下に「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。 (国土交通省設置法の一部改正)	前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。 (内閣府設置法の一部改正)	並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）	第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日	前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。 (内閣府設置法の一部改正)	並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）

平成二十七年五月一日印刷

平成二十七年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

P